

令和4年

第1回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年1月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和4年 第1回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第1回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年1月31日(月) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫		9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
		18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、招集していない。

3 欠席委員

○農業委員

8番 齋 藤 瑞 穂
13番 松 田 昭 悦
16番 大 堀 哲 男
17番 小 林 章 男

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について
日程第5	報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用配分計画の決定について
日程第6	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 事業計画変更の承認申請について
日程第8	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第9	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画の決定について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和4年1月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、15名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、8番 齋藤 委員、13番 松田 委員、16番 大堀 委員、17番 小林 委員の4名です。</p> <p>また、本日は、先にご案内いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、やむを得ず推進委員は招集しておりません。</p> <p>ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>7番 阿部 委員、9番 菅井 委員、10番 渡邊 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、7番 阿部 委員、9番 菅井 委員、10番 渡邊 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、齋藤 局長、木村 次長、齋藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>それでは議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明をいたします。</p> <p>今月は99件あります。</p> <p>契約内容別では、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が3件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が89件、農用地利用集積計画の使用貸借権設定の解約が3件、農地中間管理事業の賃貸借権設定の解約が4件です。</p> <p>解約事由で主なものでは、地域集積に関連した解約が多数提出されています。</p> <p>勝屋地区の地域集積に関連した解約が4ページの225番ほかで、11件あります。</p> <p>金淵甲地区の地域集積に関連した解約が31ページの255番ほかで、6件あります。</p> <p>里地区の地域集積に関連した解約が33ページの258番ほかで、23件あります。</p> <p>上高田地区の地域集積に関連した解約が71ページの296番ほかで、5件あります。</p> <p>また、農地中間管理権設定のための解約が多数提出されていますが、56</p>

ページの275番、57ページの276番のように、農協が間に入っている農地利用集積円滑化事業の契約が、今年の3月から4月に終了するので契約終了を待たずに解約して中間管理に替えるものと、借受人が他の農地を農地中間管理事業で借りており、中間管理にまとめた方が便利のため解約するものがあります。

続きまして、小島地区で法人化があり、法人で借りるための解約で、14ページの受付番号238番ほかで、14件あります。

79ページの受付番号320番、321番、322番、323番は農地中間管理権の解約で、農地を売買するために解約するものです。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いします。
続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の83ページをご覧ください。
報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について、説明します。

11月総会議案第2号で、農地法第3条第1項による買受適格証明書の交付について説明し、併せて農地法第3条第1項の規定による許可書の交付につきましても承認をいただいたところですが、阿賀野川土地改良区にて12月8日に開札、12月15日に売却決定された落札者に対しこれを交付しましたので報告するものであります。

受付番号48番、譲受人は記載のとおりです。

土地の所在地が月崎字西間（ニシマ）、地目は台帳・現況がともに田、地籍989㎡、これを含めまして合計10筆で4,998.13㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「公売」です。

契約の内容が総額で1,890,000円での落札です。

以上で報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
ご承知おきを願います。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

続きまして、日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局 (斎藤) 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和3年12月27日開催の定例総会で承認された、農地中間管理権設定の農地等全115件、938筆、857, 543. 58㎡について、報告します。

配分は105件、移転は10件となっております

はじめに、配分については、議案書の90ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和4年2月25日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和4年2月26日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

続きまして、配分の移転については、85ページ400番から89ページ409番までです。

移転後の開始は、令和4年2月26日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。

以上、報告を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
ご承知おきを願います。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —

事務局
(長谷川)

続きまして、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

議案書の191ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が4件、8筆で、面積が6,979㎡です。使用貸借権設定が2件、47筆で、面積が34,653㎡です。

最初に所有権移転を説明いたします。

受付番号49番 法柳字下谷内(シモヤチ)、地目は台帳・現況がともに田、地積が1,043㎡、これを含めまして合計2筆で1,240㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額550,000円の売買です。

受付番号50番 法柳字沖田(オキタ)、地目は台帳・現況がともに田、地積が1,011㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号51番 上福岡字石畑(イシバタケ)、地目は台帳・現況がともに畑、地積が413㎡、これを含めまして合計4筆で1,691㎡です。

譲受・譲渡理由は「親族より受贈」と「親族への贈与」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

受付番号53番 保田字家脇(イノワケ)、地目は台帳・現況がともに田、地積が3,037㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額3,000,000円の売買です。

192ページになります。

続きまして使用貸借権の設定ですが、受付番号52番、196ページの54番は、農業者年金受給中のため再設定するものであり、説明を省略いたします。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に「小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の「農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑
がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に
ついて、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

議長（小嶋） 続きまして、日程第7 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、
を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局（長谷川） 199ページをご覧ください。
議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明をいたします。
受付番号20番、当初計画者は記載のとおりで変更はありません。
土地の所在が七島字羽手場（ハテバ）、地目は台帳・現況がともに田、地
籍が565㎡のうち216㎡です。
当初計画内容は、旧小里川排水路第11次工事に係る仮設工事事務所で変
更はありません。
事業計画変更の理由ですが、令和3年6月1日付け阿農委第503008
号で一時転用許可を得て、仮設の工事現場事務所として使用していますが、
工事期間が延長になるため、利用期間を令和5年3月31日まで延長をお願
いするものです。
当初は、令和3年7月1日から令和4年1月31日までの利用期間だった
ものを、令和3年7月1日から令和5年3月31日までにするものです。
利用期間は1年9か月となり、3年は越えないものです。
場所につきましては、200・201ページの位置図・案内図をご覧ください。
県道主要地方道新潟・安田線沿いの前山集落と箸木免集落の中間に位置し
ています。
202ページの更正図では斜線で申請地を表示しております。
203ページには土地利用計画図を添付しております。申請地には現場事
務所と道具小屋、仮設トイレを設置し、残りのスペースは駐車場として利用
します。
204ページは現場事務所の平面図・立面図を掲載しております。

議長（小嶋） 以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）	<p>ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。 3番 上松 委員より、現地確認報告をお願いします。</p>
委員（上松）	<p>3番 上松です。 先週、1月25日に現地確認を行いました。 こちらの事務所は、しっかりと鉄板も敷かれ、現在、問題なく使用しており、延長された場合においても問題ないものと思います。 以上です。</p>
議長（小嶋）	<p>ありがとうございました。 現地確認報告が終わりました。 これから審議に入ります。 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>（「なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。 続きまして、日程第8 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>205ページをご覧ください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。 受付番号41番、使用貸借による永久転用です。 借り人・貸し人は記載のとおりです。 土地の所在が、下里字樋尻（ヒジリ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積36㎡です。 転用目的は建設資材置場で、資金計画は記載のとおりです。 工事期間が令和4年2月1日から令和4年2月1日まで、農地区分は、申請地が京ヶ瀬工業団地内にあり第3種農地となります。 転用事由ですが、申請者の資材置場については、平成8年3月2日付け新潟県芝農地第3574号にて転用許可されているところですが、当該地1筆については未相続地であったため、当時の申請から除外したようです。 平成17年に貸し人の現所有者が、所有権を取得したものの転用手続きが済んでいるものとの認識でいましたが、この度、その様な経緯が分かったことから転用申請するもので、始末書付きの案件です。</p>

場所につきましては、206・207ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は、ご覧のとおり京ヶ瀬工業団地内にあり、周囲に農地はありません。

208ページは更正図になります。申請地を塗り潰しで表示しております。

209ページは土地利用計画図になります。

現地は整地され舗装もされており、転用許可済みの資材置場と一体になっておりました。

続きまして、210ページになります。

受付番号42番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字下上ノ山（シモカミノヤマ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,428㎡、これを含めまして合計25筆で14,711㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和4年2月15日から令和7年2月14日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取に伴う一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、上江端集落の東側、上ノ山・浦田地区の陸砂利採取を実施するための搬出入路として利用するために一時転用するものです。

場所につきましては、211・212ページの位置図・案内図をご覧ください。上江端集落東側の農地です。

213ページは更正図で、申請地を太枠で囲んで表示しております。斜線で表示している箇所が仮設道路とする場所です。

214ページは平面図を掲載しております。

続きまして、215ページになります。

受付番号43番、賃貸借権設定による一時転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字上ノ山（カミノヤマ）、地目は台帳・現況がともに田、地積が1,057㎡、これを含めまして合計22筆で19,942㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和4年2月21日から令和5年8月20日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては、216・217ページの位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落東側の農地です。先ほどの搬出入路を利用する砂利採取場になります。

218ページは更正図で、申請地を塗りつぶしで表示しております。

219ページは平面図を掲載しております。

以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
42番案件について、3番 上松 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（上松） 3番 上松です。
42番案件につきまして、ご報告いたします。
先ほどの事業計画変更と同じ、25日に現地を確認してまいりました。
こちらの事業所は、陸砂利採取で実績のある事業者でもあり、何ら問題ないと見てまいりました。
以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。
現地確認報告が終わりました。
なお、41番及び43番案件につきましても現地調査を実施しておりますが、現地調査員の8番 齋藤 委員、16番 大堀 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。
それでは、これから審議に入ります。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 齋藤 係長 —

続きまして、日程第9 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 齋藤 係長、お願いします。

事務局（齋藤） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。
今月の受付状況は、所有権移転、2件、2筆、2,423.00㎡、賃貸借権設定、134件、706筆、762,959.03㎡、使用貸借権設定、2件、5筆、4,413.00㎡、農地中間管理権設定、88件、784筆、906,526.41㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

221ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者またはあっせん譲受等候補者名簿登載者です。

また、台帳現況地目については、いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より 受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、六野瀬字井戸瀬、1, 704㎡、総額716,000円の売買です。

2番、沢田字火ノ爪、719㎡、10a当り250,000円の売買です。

次に、賃貸借権設定の案件です。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

222ページをご覧ください。

3番、畑江外1筆、1, 825㎡、10a当りコシヒカリ60kg。

223ページ、4番、畑江外2筆、5, 322㎡、10a当りコシヒカリ60kg。

226ページ、8番、駒林字土井内外9筆、5, 345㎡、総額140,000円。

231ページ、18番、小浮字前島、906㎡、10a当り5,000円。

19番、小浮字前島、392㎡、10a当り5,000円。

232ページ、20番、小浮字前島、603㎡、10a当り5,000円。

21番、小浮字前島、201㎡、10a当り5,000円。

22番、小島外30筆、22, 947㎡、10a当り20,000円、24,000円。

249ページ、39番、分田字壺杯巻外5筆、3, 537㎡、10a当り24,000円。

250ページ、42番、分田字道心興野外1筆、897㎡、10a当り22,000円。

45番、上江端字寄ノ越、793㎡、10a当り22,000円。

251ページ、48番、下ノ橋字柄目木外1筆、1, 426㎡、10a当り20,000円。

252ページ、50番、田山字迎、1, 173㎡、10a当り23,000円。

267ページ、80番、小島外3筆、3, 750㎡、10a当り24,000円。

278ページ、104番、上関口外1筆、2, 842㎡、10a当り25,000円。

次に、使用貸借権設定の案件です。
更新案件となりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、農地中間管理権設定の案件です。

304ページをご覧ください。

初めに、案件の期間については、令和4年2月11日から令和10年2月10日または令和14年2月10日の設定となっております。

また、契約の内容については、使用貸借、賃貸借では10a当り3,740円から30,000円の設定となっております。

地籍も含め読み上げは省略させていただきます。

それでは、304ページ、1番、307ページ、3番から316ページ14番まで勝屋集落 地域集積関連の契約です。

勝屋字道満田外181筆、263,961㎡。

320ページをご覧ください。

25番から340ページ43番まで金淵甲集落 地域集積関連の契約です。金淵字居前外100筆、71,114㎡。

340ページ44番から359ページ56番、361ページ58番、59番、365ページ61番、366ページ62番は、里集落 地域集積関連の契約です。中野字道端外177筆、244,699.63㎡。

371ページをご覧ください。

73番から、390ページ90番まで上高田集落 地域集積関連の契約です。上高田外199筆、234,198.28㎡。

304ページをご覧ください。

2番、七島字家裏外23筆、14,819㎡。

318ページ、15番、駒林字善四郎谷内外3筆、3,497㎡。

16番、関屋字砂原、2,026㎡。

17番、関屋字上田外2筆、1,048㎡。

319ページ、18番、関屋字道上、1,765㎡。

19番、小浮字諏訪野外2筆、4,214㎡。

20番、庄ヶ宮字細田外3筆、4,372㎡。

320ページ、21番、百津字新町、849㎡。

22番、福永字竜下、3,012㎡。

23番、関屋字宮浦外2筆、2,093㎡。

24番、関屋字中田外1筆、1,936㎡。

360ページ、57番、六野瀬字南郷外11筆、10,492㎡。

362ページ、60番、寺社字沢田外20筆、191,29.22㎡。

366ページ、63番、六野瀬字宮ノ前外8筆、9,813㎡。

367ページ、64番、曾郷字居前外4筆、7,060㎡。

368 ページ、65 番、金淵字太田外 2 筆、3, 529 m²。
68 番、関屋、外 5 筆、4, 336 m²。

369 ページ、69 番、月崎字西間外 7 筆、5, 580 m²。

370 ページ、70 番、関屋字上田外 6 筆、7, 640 m²。
72 番、関屋字中田外 2 筆、3, 548 m²。

391 ページ、91 番、山倉外 1 筆、1, 795 m²。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である農用地利用集積計画の内容が、「基本構想に適合する」ものであること。

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である「農用地のすべてを効率的に利用して、耕作、または、養畜の事業を行う」と認められること。

農作業に、「常時従事する」と認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的、かつ、安定的に農業経営を行う」と見込まれること。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の 11 番、12 番及び 62 番案件の譲受人は、8 番 齋藤 委員が関係者であり、42 番案件の譲渡人は、13 番 松田 委員で、同案件から 45 番案件の譲受人は「分田三鼎会」であり、同じく 13 番 松田 委員が関係者であります。

続いて、52 番案件は、推進委員の 8 番 上松 推進委員、68 番案件は、9 番 菅井 委員がそれぞれ譲受人であり、69 番案件の譲受人は「農事組合法人ファームホリコシ」で、5 番 皆川 委員が関係者であります。

同様に、76 番案件は、推進委員の 11 番 細山 推進委員、89 番案件は、11 番 五十嵐 委員、104 番案件は推進委員の 14 番 青木 推進委員が、それぞれ譲受人であります。

また、中間管理事業の 45 番案件の譲渡人は、推進委員の 10 番 伊藤 推進委員であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第 31 条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、本日、出席している当該関係委員は退室し、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

賃貸借権設定の「議事参与の制限」に該当する案件を審議いたします。

初めに、68番案件を審議いたしますので、9番 菅井 委員の退室をお願いいたします。

— 9番 菅井 委員 退室 —

9番 菅井 委員が退室されましたので、68番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。68番案件について、原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、68番案件について、原案のとおり
承認することに決定いたしました。
9番 菅井 委員の入室をお願いいたします。

— 9番 菅井 委員 入室 —

9番 菅井 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、69番案件を審議いたしますので、5番 皆川 委員の退
室をお願いいたします。

— 5番 皆川 委員 退室 —

5番 皆川 委員が退室されましたので、69案件について、審議いたしま
す。

ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。69番案件について、原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、69番案件について、原案のとおり
承認することに決定いたしました。
5番 皆川 委員の入室をお願いいたします。

— 5番 皆川 委員 入室 —

5番 皆川 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、８９番案件を審議いたしますので、１１番 五十嵐 委員の退室をお願いいたします。

— １１番 五十嵐 委員 退室 —

１１番 五十嵐 委員が退室されましたので、８９番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。８９番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、８９番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
１１番 五十嵐 委員の入室をお願いいたします。

— １１番 五十嵐 委員 入室 —

１１番 五十嵐 委員が着席されましたので、続けます。
次に、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。したがって、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで、議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

— １４時１５分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年1月31日

議事録署名委員 7番 ⑩

議事録署名委員 9番 ⑩

議事録署名委員 10番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩